

南国市出産・子育て応援給付金についてのQ&A

Q1： 対象者と給付額を教えてください。

A1： 【出産応援給付金】令和4年4月1日以降に妊娠届（産科医療機関等の証明書の添付が必要）をし、申請時に南国市に住民登録がある妊婦に5万円を支給します。
【子育て応援給付金】令和4年4月1日以降に出生し、申請時に南国市に住民登録がある児童を養育する方に児童1人につき5万円を支給します。双子の場合は10万円となります。

Q2： 出産・子育て応援給付金の申請者は誰になりますか？

A2： 【出産応援給付金】令和4年4月1日以降に妊娠届をした妊婦（妊婦であった者）
【子育て応援給付金】対象児童の養育者となりますので父、母、祖父母等も申請対象者となりますが、同じ児童に対して重複して申請することはできません。

Q3： 南国市以外の市町村で妊娠届（出生届）をしています。給付対象者になりますか？

A3： いずれも申請時に南国市に住民登録のある方が対象となります。ただし、他市町村で出産・子育て応援給付金に該当する事業によりすでに給付金を支給されている場合は対象となりません。

Q4： 市外に里帰り出産をしています。給付対象者になりますか？

A4： 南国市に住民登録がある方は対象となります。南国市に申請してください。

Q5： DVにより住民票を南国市に置いたまま別の市町村に居住していますが、居住先市町村での給付対象者となりますか？

A5： 南国市の給付対象者となります。面談やアンケートは居住先市町村、給付金は南国市で申請できるよう調整します。保健福祉センターまで連絡をお願いします。

Q6： 申請時に必要な書類はありますか？

A6： 申請書に申請者本人確認書類と振込口座の通帳（申請者名義に限る）のコピーを添えて保健福祉センターへ提出または郵送してください。保健福祉センター窓口で申請する場合は、コピーの提出または原本確認をします。

Q7： 給付金を家族の口座に振り込むことはできますか？

A7： 給付金の申請者と振込口座の名義が異なる場合は委任状の提出が必要です。

Q8： 申請期限はありますか？

A8： 令和4年4月1日から令和5年1月31日までに妊娠届及び出産をされた方は、令和5年7月31日までに申請してください。災害等やむを得ない事情があった場合は、この限りではありません。